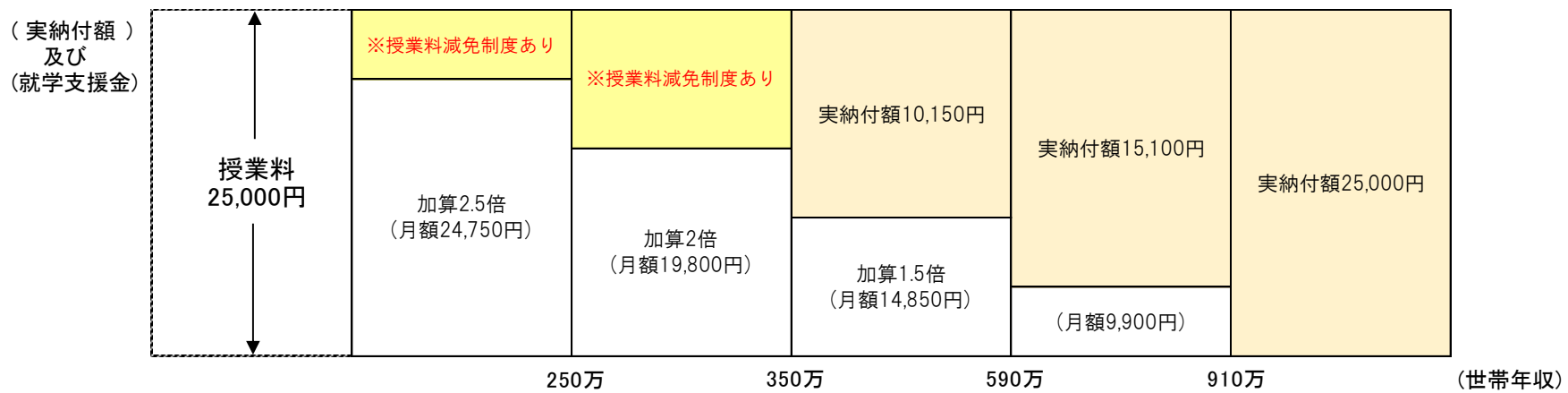


▼ 高等学校等就学支援金制度

高等学校等就学支援金は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。支援金の額は、世帯の収入に応じて、月額9,900円を1.0～2.5倍した額が支給されます。但し、世帯年収によっては所得制限の為、支給されません。

所得基準及び支給額 ※平成30年度入学生実績

校納金のうち、授業料の実納付額は 25,000円 - (就学支援金支給額) となります。



注：世帯年収はおおよその目安であり、所得確認の基準は保護者の道府県民税（都民税含む）所得割額と市町村民税所得割額の合算より判断されます。

▼ 授業料減免制度

世帯の収入に応じて、授業料から就学支援金を差し引いた残額を減免することで、授業料の実納付額が0円となります。

(平成30年度は年収がおおよそ350万円未満程度の世帯に授業料減免制度が適用となりました)

◇ 就学支援金及び授業料減免制度が適用された場合の月額納入額(平成30年度)

※ 年収おおよそ250万円未満程度

授業料	25,000円
就学支援金	-24,750円
授業料減免	-250円
教育拡充費	4,000円
教材補助費	1,500円
各種会費	1,900円
校納金月額	7,400円

授業料実納付額
0円

※ 年収おおよそ350万円未満程度

授業料	25,000円
就学支援金	-19,800円
授業料減免	-5,200円
教育拡充費	4,000円
教材補助費	1,500円
各種会費	1,900円
校納金月額	7,400円

授業料実納付額
0円

◇ 更に栃木県がおこなう奨学の為の給付金(高校生等奨学給付金)があります。

就学支援金以外に、栃木県が実施する教育費負担軽減を目的とした奨学の為の給付金制度があります。給付される額は、年額52,600円～138,000円となり、家族構成(扶養等)により決定されます。

(平成30年度は年収がおおよそ250万円未満程度の世帯に給付されました)

▼ 経費

◇ 入学時に必要な経費

入学金：130,000円

施設費：130,000円 ※施設費はこのほか、2年・3年の進級ごとに50,000円ずつ納入となり、月々の納入はありません。

諸経費：約35,000円 ※平成30年度参考

※一旦納入された入学金はご返還いたしません。

但し、所定の手続きを経て入学を辞退される場合は施設費及び諸経費をご返還いたします。

◇ 月々の経費(所得制限により就学支援金が支給されない場合)

月額納入額32,400円(内訳/授業料25,000円・教育拡充費4,000円・教材補助費1,500円・生徒会PTA 校友会費1,900円)

※総合生活科は、調理実習費月額1,400円(8月・3月除く)が経費に加算されます。

※就学支援金が支給される場合は授業料から差し引かれます。(上記参照)

※修学旅行積立金は別になります(月額5,000円)。

▼ 奨学金制度

◇ 永井学園奨学金

本校入学後に優秀な学業成績を修めた生徒にその努力を賞し、成績上位者に対して授業料から就学支援金を引いた全額、もしくは半額を奨学金として支給します。尚、多くの生徒に機会を与えるため、奨学金の支給期間は翌年1年間とし、毎年改めて選考します。

◇ 兄弟姉妹奨学金

在学中の兄弟姉妹(3歳以内であり、本校の定める特待生ではない)がいる場合、2人目以降の弟、妹に対して、家庭の経済的負担を軽減することを目的として、第1回試験・単願で本校に入学した生徒に限り授業料から就学支援金を差し引いた半額を3年間奨学金として支給します。